

令和4年7月

都内学習塾関係者の皆様へ

受験生チャレンジ支援貸付事業について（ご案内）

平素より、東京都の教育行政及び福祉保健行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、受験生の進学に向けての学習塾代や受験料の捻出が困難な低所得世帯に対し、無利子で必要な費用の貸付を行い、進学した場合は貸付金の償還を免除する「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施しております。本事業について、学習塾関係者の方々にも広く知っていただきたく、ご案内いたします。

また、リーフレット「令和4年度 受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内」のデータを提供いたしますので、受講生等への周知にご活用ください。

受験生チャレンジ支援貸付事業の概要

- ◇ 対象者は、東京都内に引き続き1年以上在住（住民登録）している方です。
- ◇ 中学3年生、高校3年生等の受験生を養育する一定所得以下の世帯を対象に、学習塾代（上限20万円）や、事業対象校の受験料（高校受験…上限27,400円、大学等受験…上限8万円）の貸し付けを無利子で行います（要件・審査有）。
- ◇ 進学した場合、返済が免除されます。
- ◇ 令和4年度より収入基準が緩和され、対象が拡大されました。
- ◇ 詳細はリーフレットをご覧ください。

学習塾関係者の皆様へのお願い

- 学習塾による事前登録は必要ございません。塾生の保護者が本事業を利用する際に、学習塾による証明などが必要になる場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- 本事業の対象となる塾かどうかは区市町村窓口において判定しますので、塾生や保護者等からの問い合わせがあった場合は、お住まいの区市町村窓口へ問い合わせさせていただくようお願いください。
- 塾生、保護者の本事業の利用に関して、より一層のプライバシーへの配慮をお願いいたします。

本事業に関するお問い合わせ先

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活援助担当 石井・芳賀

電話：03-5320-4072

e-mail：S0410508@section.metro.tokyo.jp

参考 対象となる学習塾（受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱より抜粋）

この事業における学習塾等とは、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）の児童、生徒又は学生を対象とし、有償で学力の教授を直接又は通信で行うもの。
- (2) 継続した事業運営が確認できること。